

7月31日までの教育活動についての留意点

教育振興部学習指導課
教育振興部特別支援教育課
教育振興部学校安全保健課
教育振興部体育課

7月31日までは、以下の事項に留意して教育活動を行う。なお、8月1日以降については、別途通知する。

1 登下校

<中・高等学校>

(1) 時差通学・短縮日課

6月29日以降、遅くとも7月の定期考査開始日までに、学校長の判断で時差通学・短縮日課を終了し、通常登校・通常日課に戻す。

<特別支援学校>

(1) 時差通学・短縮日課

通常登校・通常日課に戻す日を、学校長が適切に判断する。

(2) スクールバスの利用について

- ① スクールバス内の密集を避けるために、可能な限り保護者の送迎を依頼する。
- ② スクールバスの運行に当たっての留意事項
 - ・スクールバス内の消毒（手すり、窓、座席等児童生徒がよく触れるところ）
 - ・家庭での健康チェックの徹底（乗車前に体温、咳等を健康カードにて確認）
 - ・乗車前後の石けんによる手洗いや消毒液による手指の洗浄
 - ・乗車中のマスクの着用（着用できない児童生徒はこの限りではない。）
 - ・エアコンでの外気導入、バス停などでのこまめな車内換気
 - ・座席の間隔を空けるなど配置の工夫
 - ・運行時間の短縮（バス停の集約等）

(3) 医療的ケア等を必要とする児童生徒について

医療的ケアが必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に判断をする。

2 授業

(1) 基本的な留意点

- ・児童生徒等は、通常マスクを着用し、特に、発声が必要と想定される場面では、マスクの着用を徹底する。

- ・授業は、個人で学習できる活動を中心に行う。グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は避ける。
- ・児童生徒等全員で一斉に声を出す音読や群読などは行わない。
- ・教室等は、気候上可能な限り常時、それが難しい場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、空気の流れを作るため2方向の窓やドアを同時に開けて換気を行う。
- ・エアコンを使用する際も換気を行う（冷房時は換気で室内温度が高くなるので、エアコンの設定温度をこまめに調節する。）。
- ・授業での外部人材の活用は控える（会計年度任用職員を除く）。

(2) 具体的な授業の場面

①体育

- ・年間指導計画を見直し、密集、接触の可能性が高い運動（球技＜ゴール型＞、武道など）については年度の後半に実施し、個人で実施できる運動が主になる領域や内容（体づくり運動、陸上競技等）を先に行うなど工夫して行う。
- ・児童生徒の間隔を、2 m程度開け、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動については、地域の感染状況などを踏まえて、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。マスクの着用は必要ないが、見学者にはマスクを着用させる。＜令和2年5月21日付け教体第142号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」参照＞
- ・体育館や武道館等で実施する場合は、十分な換気を行う。
- ・暑さに慣れていない児童生徒が多くいることを想定し、熱中症対策を十分に行う。
- ・水泳の授業を行う場合は、プールはもとより更衣室も3密の状態にならないようにする。＜令和2年5月22日付け教体第143号「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて（通知）」参照＞

②音楽

- ・歌唱や管楽器等を使用した活動は行わない。

③家庭

- ・調理実習は行わない。なお、専門学科で調理実習を実施する場合は、調理室、調理器具及び食器等の衛生管理を徹底し、多くの生徒が密集しないようにする。

④特別支援学校

- ・職業等に関する授業で、外部の方を対象にした、製品の販売会や、校内カフェ等の活動は行わない。また、食品加工を実施する場合は、衛生管理を徹底し、製造した食品についても、外部へ提供しない。
- ・自立活動の指導等については、児童生徒等との身体的接触がやむを得ないことから、例えば、児童生徒等にかかわる者を限定する等、指導方法や内容を工夫する。

3 給食及び昼食

- ・給食の配膳を行う児童生徒等及び教職員は、手洗いを徹底し、マスクを着用する。また、給食当番だけでなく、すべての児童生徒等が食事の前の手洗いを徹底する。
- ・配膳の際は、児童生徒等が適切な間隔を空けて並ぶよう工夫する。
- ・児童生徒等が対面する形での飲食を避ける。

- ・特別支援学校においては、教職員が配膳を行う。また、食堂の利用は、時間差を設けたり、場所を分散したりするなどの工夫をする。

4 休み時間

- ・教室等の窓やドアを大きく開放し、必ず換気を行う。
- ・休憩中の手洗いを徹底する。
- ・3つの条件（密閉、密集、密接）が生じやすいことから、休み時間中の行動についてルールを設定する等、指導を工夫する。

5 委員会活動、児童・生徒会活動

(1) 委員会活動

活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。

(2) 児童・生徒総会

放送設備等を活用し、各教室で実施する。

6 学校行事等

(1) 全校集会・学年集会等

- ・放送設備等を活用し、各教室で実施する等の工夫をする。

(2) 校外行事

遠足、ホームルーム合宿、修学旅行、海外語学研修、映画鑑賞教室、演劇鑑賞など、校外で行う学校行事は行わない。8月1日（土）以降については、別途通知する。

（※留意事項）学校判断で中止する場合のキャンセル料の扱いについて

- ・旅行者等と取り交わす包括契約書、個別契約書等の内容についてよく精査し、事前にキャンセル料の扱いについて保護者に文書等で説明すること。また、引率教員の保険等についても検討すること。

(3) 講演会、防災訓練、避難訓練など

児童生徒等を一堂に集めて行う行事は行わない。ただし、避難経路の確認についてはクラスごとにわけて行う等、工夫して必ず実施する。

(4) 文化祭、体育祭（運動会）、学習発表会、合唱コンクール等

児童生徒等を一堂に集める行事は行わない。

7 保護者会（PTA総会）等

当日説明する内容などを文書、または、ホームページ上（「Classi」を含む。）で保護者に伝えることにより会の省略を検討する。開催する場合は、換気を十分に行いながら、クラス単位で座席の間隔を空け十分な換気をし、短時間で行う。

8 児童生徒等の出席停止等の取扱い

新型コロナウイルス感染症に関連する児童生徒等の出席停止等については、「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン（令和2年6月26日版）」に記載のとおり取扱うものとする。